

## 役員給与規程一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条から第4条まで (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第5条 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第11条の3の規定に準じて常勤役員に対し支給する。</p> <p>2 地域手当の月額、東京都特別区又は千葉県千葉市に在勤する常勤役員にあっては本俸の月額に<u>100分の3.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条から第11条まで (略)</p> <p><u>附 則 (平成22年4月30日規程第5号)</u>  <u>この改正は、平成22年5月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第4条まで (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第5条 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第11条の3の規定に準じて常勤役員に対し支給する。</p> <p>2 地域手当の月額、東京都特別区又は千葉県千葉市に在勤する常勤役員にあっては本俸の月額に<u>100分の6</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条から第11条まで (略)</p>